

令和7年第3回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年3月17日(月) 午後2時53分～3時35分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人) 8番 木 村 功
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (2人) 5番 今 隆 俊 12番 木 立 康 行
- 7 付議案件

報 告 第 5 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報 告 第 6 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 案 第 9 号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第10号	農用地利用集積計画の決定について
議案第11号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第12号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第13号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について
議案第14号	職員の任免について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、10番工藤元伸委員、11番佐藤孝文委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、先月の総会後に開催した農業委員・推進委員向けの研修会で、櫻庭太志推進委員から質問がありました農地転用制度の件について、事務局から報告をお願いします。
工藤主事	第2回総会終了後の、農業委員・推進委員向けの研修会において、櫻庭太志推進委員から質問があった事項について、回答いたします。 質問事項の概要につきましては、南中野のやすらぎ駐車帯付近の農地に、令和6年中に、普通住宅が建築されており、土地所有者に、農業委員会へ農地転用申請をしたものか確認したところ、県から直接許可をもらった旨の話をされており、農地転用申請をするにあたって申請書等を県へ直接提出することは可能なのか。又、県では申請書を受理するものなのかについて、質問がありました。 こちらについての回答として、土地の詳細につきましては、登記地目が田でありましたが、平成28年11月14日付けで農地法第5条許可がおりております。利用目的は、重機置場及び従業員駐車場としておりまして、平成28年12月2日に前所有者から、転用の受け手への土地の受け渡しが完了しております。また、令和5年5月22日に地目変更登記を行っており、田から雑種地へ変更されておりました。 今回の事例では、既に農地転用許可済で地目変更登記も済んでいる土地に住宅を建築しているため、違反転用に当たらないため問題はありません。ま

		た、令和7年2月19日に、県構造政策課へ確認したところ、県構造政策課へは直接転用申請書を提出されても、受理することは一切ないとの回答を得ました。また、仮に受け取ったとしても市町村農業委員会へ返送するようにしているとのことでした。 以上です。
議	長	質問がありませんので、次に報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事		報告第5号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和7年2月受理分は、相続が7件、総面積33,393㎡、田が10筆15,919㎡、平畑が9筆9,860㎡、樹園地が3筆7,614㎡となっております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、次に報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事		報告第6号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号7番は、相野の田、2,455㎡を賃借人の都合により、令和7年2月3日に合意解約したものです。 受付番号8番は、大字竹鼻字山平の樹園地、外2筆合計8,492㎡を賃貸人の都合により、令和7年2月12日に合意解約したものです。 受付番号9番は、大字三島字宮元の田、1,140㎡を賃借人の都合により、令和7年2月21日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号10番は、大字高館字乙高原の樹園地、外5筆合計2,378㎡を賃貸人の都合により、令和7年2月28日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第9号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請

書の提出があったので、審議を求めるものです。

別紙で説明いたします。

今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が6件、所有権移転が5件です。

7ページをご覧ください。

(1) 使用貸借権設定です。

受付番号1番は、大字竹鼻字山平の樹園地、4, 458㎡を親から子への経営移譲のため、10年間貸借するものです。

受付番号2番は、大字東野添字漆原新田の樹園地、外18筆合計21, 232㎡を兄から弟への経営継承のため、10年間貸借するものです。

9ページに移ります。

(2) 賃借権設定です。

受付番号9番は、大字牡丹平字観音沢の田、外1筆合計4, 473㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号10番は、大字黒石字弥九郎の田、外2筆合計3, 746㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号11番は、大字境松字川原田の畑、外2筆合計1, 288㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

10ページに移ります。

受付番号12番は、大字浅瀬石字稲村の田、1, 908㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。

受付番号13番は、馬場尻西の田、7, 666㎡を契約期間更新のため、10年間貸借するものです。

受付番号14番は、大字袋字富岡の田、外1筆合計3, 133㎡を契約期間更新ため、5年間貸借するものです。

受付番号10番、14番の申請について、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号9番、12番の申請について、借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号13番の申請について、農地中間管理機構での契約期間満了と物納が廃止になることに伴い、農地法第3条での申請となりました。

11ページに移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号7番は、大字上十川字北原二番の田、154㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。

受付番号8番は、緑町四丁目の田、外1筆合計3, 984㎡を叔母から甥への贈与により、取得するものです。

受付番号9番は、迫子野木二丁目の畑、104㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。

受付番号10番は、富田の田、外1筆合計7, 614㎡を義父から義子へ

	の贈与により、取得するものです。 12ページに移ります。 受付番号11番は、大字高館字乙高原の樹園地、外5筆合計2,378㎡を祖父から孫への贈与により、取得するものです。 受付番号9番、10番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 受付番号7番の申請について、譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、申請地が小面積であるため、農地法第3条での申請となりました。 受付番号9番の申請について、譲受人の父名義の農地は、父が耕作する予定であり、譲受人が新規で農地を取得するため、新規農家としての申請となりました。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、7番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回申請があった農地について、去る3月6日、佐藤陽介委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、航空写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、経営移譲のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号2番は、経営継承のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号9番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号10番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号11番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取得後はビニールハウスによるミニトマトの栽培が行われます。 受付番号12番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号13番、14番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号7番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

		受付番号８番は、贈与による申請です。現況は田、畑で、権利取得後は水稲とやさいの栽培が行われます。 受付番号９番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、以前からやさい作りに興味があり、自分で農地を持ち家庭菜園をしたいと考え、事務局のあっせん申し出情報から申請地を見つけ、申請に至ったとのことです。 農業機械等は、耕運機や肩掛式草刈機を所有しており、権利取得後は、親戚の家で家庭菜園を３年間ほど、友人の家で、りんごの農作業の手伝いを２年間ほどしていた経験を活かして自家消費用のさつまいもとやさいを栽培していくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号１０番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請地は、妻の父が主体となり耕作していた土地で、譲受人も会社員として働きながら、３０年以上水稻等の農作業を手伝っていましたが、妻の父が高齢により施設に入所してからは、譲受人が主体となって申請地を耕作しています。 今後は、農業経営や農協での手続きなどを譲受人が主体となって行うため、生前のうちに農地の名義を変更する目的で申請に至ったとのことです。 農業機械等は、田植え機、軽トラックを所有しており、ハーベスタ及びバインダーは、親戚から借り入れするとのことです。権利取得後は、やさいは自家消費用、米は農協へ出荷予定で、農協の組合員にも加入する予定です。妻も農業に従事しているとのことで、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号１１番は、贈与による申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった１３件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第９号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第１０号につきましては５番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 また、私も審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、今隆俊委員退席)

議長 (職務代理者)	それでは、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第10号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が15件、所有権移転が5件です。 別紙14ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号13番は、大字赤坂字東池田の田、2,405㎡を5年間10a当たり物納玄米60kgで新規設定するものです。 受付番号14番から27番は、農地中間管理事業による設定となります。 受付番号14番は、大字境松字村井の田、外2筆合計3,133㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 受付番号15番は、大字境松字石切の田、外7筆合計8,501㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 15ページに移ります。 受付番号16番は、大字境松字村井の田、外2筆合計4,742㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 受付番号17番は、大字境松字村井の田、1,259㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 受付番号18番は、大字境松字石切の田、外1筆合計10,171㎡を5年間10a当たり15,000円で再設定するものです。 16ページに移ります。 受付番号19番は、大字境松字弥九郎の田、外2筆合計19,414㎡を5年間10a当たり15,000円で再設定するものです。 受付番号20番は、相野の田、4,786㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 受付番号21番は、大字高館字甲松坂の田、外5筆合計11,554㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で新規設定するものです。 17ページに移ります。 受付番号22番は、松原の田、3,055㎡を10年間10a当たり物納玄米60kgで新規設定するものです。 受付番号23番は、大字上十川字村元二番の田。外2筆合計6,112㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。 受付番号24番は、大字黒石字浄光寺の田、外1筆合計6,002㎡を10年間10a当たり玄米重金銭換算で再設定するものです。 受付番号25番は、大字三島字宮元の田、1,140㎡を10年間10a当たり10,000円で新規設定するものです。 18ページに移ります。 受付番号26番は、あけぼの町の樹園地、外1筆合計4,739㎡を10

	年間10a当たり5,000円で新規設定するものです。 受付番号27番は、大字上十川字柳澤の樹園地、外1筆合計5,184㎡を10年間10a当たり10,000円で新規設定するものです。 19ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号3番は、大字上十川字北原六番の樹園地、1,562㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号4番は、大字黒石字弥九郎の田、外1筆合計7,283㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号5番は、大字株梗木字中渡の田、3,045㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 20ページに移ります。 受付番号6番は、大字赤坂字野崎の樹園地、1,988㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号7番は、大字上山形字中道の田、3,032㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	玄米重金銭換算とは、どういう意味ですか。
山田主査	玄米重金銭換算は、面積当たりの一定量の米穀を、支払いを金額に換算したものでして、金銭換算の基となる価格は、農林水産省が毎年5月頃公表する、前年産の相対取引価格主食用一等60kgを用いることとしており、本県の品種銘柄の荷重平均価格から、包装代のみを除いた価格を県産米平均相対取引価格として用いております。 県産米平均相対取引価格とは、地域を細分化せずに県内統一価格としています。価格は前年産の米価水準が反映されるので、毎年賃料が変更になる仕組みになっております。
工藤元伸委員	わかりました。
議長 (職務代理者)	ほかにごいませんか。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第10号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代します。 (木立康行会長、今隆俊委員指定席に着く)

議 長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第11号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第11号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙22ページで説明します。 今回の申請は、賃借権設定が3件で、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、馬場尻南の田、外3筆合計12,756㎡、期間は1年11ヶ月、賃借料は10a当たり物納玄米60kgでの設定です。 受付番号2番は、松原の田2,457㎡、期間は1年10ヶ月、賃借料は10a当たり10,000円での設定です。 受付番号3番は、大字東野添字漆原新田の田2,058㎡、期間は2年11ヶ月、賃借料は10a当たり8,000円での設定です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	期間が1年11ヶ月となるのは、なぜですか。
山 田 主 査	今回の農用地利用集積等促進計画案が承認されますと、農地中間管理事業に計画の作成を依頼いたします。その後、県で公告する流れとなっております。今回のスケジュールでは、令和7年5月21日が県の公告日となり、今回、申請があった3件の賃借期間の周期が、それぞれ異なるためです。
工藤元伸委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第11号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第12号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事	議案第12号は、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当す

		るか否かについて審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 筆数が多いので集計表で説明いたします。 今回、非農地判断を行う地目は、畑と田で、8月2日から9月9日にかけて行った利用状況調査で、「再生困難農地である」と判定をした農地となります。 全体では70筆、面積は113,482㎡、うち現況山林は32筆、面積68,305㎡、現況原野は38筆、面積45,177㎡となっております。 各地区の状況です。 沖揚平地区は、今回対象となる農地はありません。厚目内地区は、筆数が4筆、面積は23,504㎡となっております。中野地区は、筆数が8筆、面積は4,400㎡となっております。山形地区は、筆数が38筆、面積は60,097㎡となっております。浅瀬石・追子野木地区は、筆数が2筆、面積1,426㎡となっております。黒石地区は、筆数が6筆、面積6,286㎡となっております。六郷地区は、筆数が12筆、面積17,769㎡となっております。 今後、所有者、法務局及び関係機関に非農地通知書を発送するとともに、農地基本台帳から削除いたします。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第12号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第13号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
村 上 補 佐		議案第13号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和7年度最適化活動の目標の設定等について、青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 37ページをご覧ください。 令和7年度最適化活動の目標の設定等です。 「Ⅰ 農業委員会の状況」については、農業センサス、農林課及び農業委員会の調査に基づき、数値を抽出しております。 38ページをご覧ください。 「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。 1の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積です。①現状及び課題については、現状の集積率は62%、課題は、「農業従事者の高齢化や離農により、担い手が減少している。特に、労働不足が深刻であるため、集積が進まない

	傾向である。」といたしました。②目標については、令和12年度に集積率90%を目標としており、令和7年度の集積目標は133haといたしました。 (2) 遊休農地の解消です。①現状及び課題については、現状は令和6年度に実施した利用状況調査で判明した遊休農地の面積となります。課題は、「遊休農地の多くが中山間地域に存在し、条件不利地であるうえ、高齢化、離農により担い手が減少しているため、今後の担い手の育成や労働力の確保が重要である。」といたしました。②目標については、緑区分の遊休農地の解消面積を50.2haといたしました。 39ページをご覧ください。 (3) 新規参入の促進です。①現状及び課題については、現状は令和3年度から令和5年度までの新規参入者の実績となります。課題は、「新規参入希望者の意向を把握し、農業に参入しやすい環境を整えていく必要がある。」といたしました。②の目標については、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を10.5haといたしました。 2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。1人当たりの活動日数については、令和6年度同様に月10日といたしました。(2)活動強化月間の設定目標です。活動強化月間の設定回数等についても、令和6年度同様の回数等といたしました。(3)新規参入相談会への参加目標です。新規参入相談会への参加回数は1回とし、開催時期は未定といたしました。 なお、農業委員会等に関する法律第37条により、農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならないと規定されていることから、公表の方法としては、ホームページで公表を予定しております。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	新規参入の促進の課題について、農業に参入しやすい環境を整えていく必要があると説明がありましたが、具体的にどのようなことですか。
佐藤事務局長	新規参入の事業を周知するとともに、農業者の方からの相談や具体的な農地の情報を発信していければと思います。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第13号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第3回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月17日

議長 木立康行

議事録署名者 工藤元伸

議事録署名者 佐藤孝久